

## 職務発明制度の原始的な法人帰属化とインセンティブ施策の自由化を求める

2014 年 6 月 18 日  
経団連 産業技術本部

- ◇ 職務発明制度については、イノベーションを促進し、産業競争力の強化を実現するため、「抜本的な見直し」を図ることを政府が閣議決定しており、さらにその具体例として法人帰属化が挙げられている（「知的財産政策に関する基本方針」平成 25 年 6 月 7 日、「日本再興戦略」平成 25 年 6 月 14 日）。今回の議論においては、その趣旨に合致した見直しを目指すべき。
- ◇ 事務局から提示されている現段階の案「原則は従業員帰属とし、一定の条件を満たした場合は法人帰属とする（柔軟化（4）」では、「一定の条件」の内容が不明であり、帰属が不安定になる恐れがあることから、経団連として支持できない。

### 1. 帰属について

- 「発明者」については、従来どおり氏名掲載権を法定し、発明者の名誉を尊重することが必要。
- 特許を受ける権利の帰属先をいずれにするかは、政策判断による。諸外国の例を見れば、原始的に法人帰属とすることが産業政策上有効。
- 大学については、大学における議論を尊重し、柔軟な対応を図るべき。

### 2. インセンティブ施策について

- 企業にとって、発明奨励のためにインセンティブ施策を講じることは極めて重要。
- 発明の奨励は経営戦略のひとつであり、法的な介入は本来馴染まず、経営の自由裁量に任せるべき。

平成 26 年 6 月 18 日

第 7 回特許制度小委員会 **参考資料 3**

- 経営の自由裁量を認めることにより、インセンティブ施策の工夫や競争が生まれ、優秀な従業者に対する処遇は向上。
- 経団連としても、関係他団体とも連携し、発明奨励の重要性について啓蒙・周知活動を積極的に行う所存。
- 国として行い得る発明奨励の施策は、特許法 35 条の範囲に限らず多様なものが考えられる。例えば、後藤委員ご指摘のように、発明者が企業・大学・研究開発法人等いずれの所属であるかを問わず、優れた発明に対し国として奨励金等を付与する制度も検討されたい。

以 上